

り信託業の全部の承継をさせたとき、及び信託業の全部の譲渡をしたときを含む。）

第四十一条第一項	当該信託会社の営業所その他の施	当該承認事業者の営業所、事務	より信託業の全部の承継をさせたとき、及び信託業の全部の譲渡をしたときを含む。）又は大
第四十一条第三項	取締役若しくは執行役又は監査役	役員	学等における技術に関する研究
第四十一条第二項	会社	事業者	成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第五条第二項の規定により同法第四条第一項の承認が取り消されたとき
	会社	事業者	

		設	所その他の施設
第四十五条第一項	第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録	
第四十五条第一項第一号	第五条第二項第一号又は第四号から第六号まで	第五条第二項第五号又は第六号	
第四十五条第一項第二号	第十条第一項第二号から第五号まで	第五十二条第二項において準用する第十条第一項第三号から第五号まで	
第四十五条第一項第三号	第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録	
第四十五条第二項	取締役若しくは執行役又は監査役	第五十二条第一項の登録	
第四十六条第一項	第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録	
第四十六条第二項	役員	第五十二条第一項の登録	
第四十六条第三項	第三条の免許又は第五十二条第一項の登録	第三条若しくは第五十三条第一項の免許又は第七条第一項若し	

		くは第五十四条第一項の登録
第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録	
第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録	
第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録	
第四十九条第一項	第四十五条第一項	
第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録	
第五条第一項	第四十四条第一項若しくは第四十	

第三章 外国信託業者

(免許)

第五十三条 第二条の規定にかかわらず、外国信託業者は、当該外国信託業者が国内における信託業の本拠

として設ける一の支店（以下「主たる支店」という。）について内閣総理大臣の免許を受けた場合に限り、当該主たる支店及び当該外国信託業者が国内において設ける他の支店において信託業を営むことができる。

2 前項の免許を受けようとする者（第五項及び第六項において「申請者」という。）は、信託業務を営むすべての支店の業務を担当する代表者（以下「国内における代表者」という。）を定め、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び本店の所在地

二 資本の額

三 役員（取締役及び執行役並びに監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

四 信託業務以外の業務をいずれかの支店において當むときは、その業務の種類

五 主たる支店その他の支店の名称及び所在地

六 国内における代表者の氏名及び国内の住所

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び会社登記簿の謄本（これらに準ずるものと含む。）

二 業務方法書

三 貸借対照表

四 収支の見込みを記載した書類

五 その他内閣府令で定める書類

4 第四条第三項の規定は、前項第二号の業務方法書について準用する。

5 内閣総理大臣は、第一項の申請があつた場合においては、申請者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 定款（これに準ずるものと含む。）及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、信託業務を適正に遂行するためには十分なものである」と。

二 信託業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。

三 各支店の人的構成に照らして、信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有していること。

6 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは第三項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。

一 株式会社と同種類の法人でない者

二 第二項第一号の資本の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

三 純資産額が前号に規定する金額に満たない法人

四 いづれかの支店において他の信託会社若しくは外国信託会社が現に用いている商号若しくは名称と同一の名称又は他の信託会社若しくは外国信託会社と誤認されるおそれのある名称を用いようとする法人
五 次条第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の規定により第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により次条第一項の登録を取り消され、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、第八十九条の規定により第八十六条第三項の登録の更新を拒否され、第一百二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録を取り消され、担保附社債信託法第十二条の規定により同法第五条第一項の免許を取り消され、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、又はその本店の所在する国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可（当該免許、

登録若しくは認可に類する許可その他の行政処分を含む。）をこの法律、担保附社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する当該国の法令の規定により取り消され、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否され、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日）から五年を経過しない法人

六 第五条第二項第六号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

七 いづれかの支店において他に當む業務がその信託業務に関連しない業務である法人又は当該他に當む業務を當むことがその信託業務を適正かつ確實に當むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められる法人

八 役員（いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五十九条第二項及び第六十条第二項において同じ。）及び国内における代表者のうちに第五条第二項第八号イからチまでのいづれかに該当する者のある法人

- 九 主要株主（これに準ずるものと含む。）が信託業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがない者であることについて、外国の信託業に係る規制当局による確認が行われていない法人
- 7 第二項第一号の資本の額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。
- 8 第六項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。
- 9 内閣総理大臣は、第五項の規定による審査の基準に照らし必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

(登録)

- 第五十四条 第三条、第七条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、外国信託業者は、その主たる支店について内閣総理大臣の登録を受けた場合には、当該主たる支店及び当該外国信託業者が国内において設ける他の支店において管理型信託業を営むことができる。
- 2 第七条第二項から第六項までの規定は、前項の登録について準用する。
- 3 第一項の登録（前項において準用する第七条第三項の登録の更新を含む。第六項、第六十条第一項第三号及び第一百十一条第三号において同じ。）を受けようとする者（第六項において「申請者」という。）は、国

内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号及び本店の所在地
 - 二 資本の額
 - 三 役員の氏名
 - 四 信託業務以外の業務をいづれかの支店において當むときは、その業務の種類
 - 五 主たる支店その他の支店の名称及び所在地
 - 六 国内における代表者の氏名及び国内の住所
- 4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款及び会社登記簿の謄本（これらに準ずるものと含む。）
 - 二 業務方法書
 - 三 貸借対照表
 - 四 その他内閣府令で定める書類
- 5 第八条第三項の規定は、前項第一号の業務方法書について準用する。

- 6 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第三項の申請書若しくは第四項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- 一 前条第六項各号（第二号及び第三号を除く。）のいずれかに該当する者
- 二 第三項第一号の資本の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人
- 三 純資産額が前号に規定する金額に満たない法人
- 四 定款（これに準ずるもの含む。）又は業務方法書の規定が法令に適合せず、又は管理型信託業務を適正に遂行するために十分なものでない法人
- 五 いづれかの支店において、人的構成に照らして、管理型信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有すると認められない法人
- 7 第三項第一号の資本の額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。
- 8 第六項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

9 内閣総理大臣は、第一項の登録の申請があつた場合においては、第六項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を管理型外国信託会社登録簿に登録しなければならない。

一 第三項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

10 内閣総理大臣は、管理型外国信託会社登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(損失準備金等)

第五十五条 外国信託会社（管理型外国信託会社を除く。）は、第五十三条第六項第二号の政令で定める金額に達するまでは、毎決算期において、すべての支店の営業に係る利益の額に十分の一を超えない範囲内で内閣府令で定める率を乗じた額以上の額を、損失準備金として主たる支店において積み立てなければならぬ。

2 前項の規定は、管理型外国信託会社について準用する。この場合において、同項中「第五十三条第六項

第一号」とあるのは、「第五十四条第六項第二号」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定により積み立てられた損失準備金は、内閣総理大臣の承認を受けて各決算期におけるすべ

ての支店の営業に係る純損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。

4 外国信託会社は、第一項又は第二項の規定により積み立てられた損失準備金の額、営業保証金の額として内閣府令で定めるものの額及びすべての支店の計算に属する負債のうち内閣府令で定めるものの額を合計した金額に相当する資産を、内閣府令で定めるところにより、国内において保有しなければならない。

(申請書記載事項の変更の届出)

第五十六条 外国信託会社（管理型外国信託会社を除く。）は、第五十三条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から一週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 管理型外国信託会社は、第五十四条第三項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から一週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を管理型外国信託会社登録簿に登録しなければならない。

(届出等)

第五十七条 外国信託会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内

閣総理大臣に届け出なければならない。

一 国内において破産、再生手続開始、整理開始若しくは更生手続開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。

二 合併（当該外国信託会社が合併により消滅した場合を除く。）をし、信託業の一部の承継をさせ、若しくは信託業の全部若しくは一部の承継をし、又は信託業の一部の譲渡若しくは信託業の全部若しくは一部の譲受けをしたとき。

三 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

2 外国信託会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 すべての支店における信託業務を廃止したとき（外国において信託業のすべてを廃止したとき、外国における信託業の全部の承継をさせたとき、外国における信託業の全部の譲渡をしたとき、支店における信託業の全部の承継をさせたとき及び支店における信託業の全部の譲渡をしたときを含む。）。そ
の外国信託業者又はその外国信託業者であつた者

二 合併により消滅したとき。その外国信託業者の役員であつた者

三 破産の宣告を受けたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき破産と同種類の手続を開始したとき。その破産管財人又は当該国において破産管財人に相当する者

四 合併及び破産以外の理由により解散したとき（支店の清算を開始したときを含む。）。その清算人又は本店の所在する国において清算人に相当する者

3 外国信託会社は、すべての支店における信託業の廃止（外国における信託業のすべての廃止を含む。）をし、合併（当該外国信託会社が合併により消滅するものに限る。）をし、合併及び破産以外の理由による解散をし、支店における信託業の全部の承継（外国における信託業の全部の承継を含む。）若しくは一部の承継をさせ、又は支店における信託業の全部の譲渡（外国における信託業の全部の譲渡を含む。）若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての支店の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

4 外国信託会社は、前項の公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 外国信託会社（管理型外国信託会社を除く。以下この項において同じ。）が第五十二条第一項若しくは第五十四条第一項の登録を受けたとき、又は管理型外国信託会社が第五十二条第一項の登録を受けたときは、当該外国信託会社又は当該管理型外国信託会社は、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての支店の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(立入検査等)

第五十八条 内閣総理大臣は、外国信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該外国信託会社若しくは当該外国信託会社の支店とその業務に関して取引する者に対し当該支店の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該支店その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(運用型外国信託会社に対する監督上の処分)

第五十九条 内閣総理大臣は、外国信託会社（管理型外国信託会社を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該外国信託会社の第五十三条第一項の免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めて支店の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第五十三条第六項第一号から第六号までに該当することとなつたとき。
- 二 第五十三条第一項の免許を受けた当時に同条第六項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

- 三 いづれかの支店において信託業務を的確に遂行するに足りる人的構成を有しないこととなつたとき。
- 四 不正の手段により第五十三条第一項の免許を受けたことが判明したとき。
- 五 第五十三条第一項の免許に付した条件に違反したとき。
- 六 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき。
- 七 公益を害する行為をしたとき。

2 内閣総理大臣は、外国信託会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員が第五条第二項第八号イ

からチまでのいづれかに該当することとなつたとき、又は前項第五号若しくは第六号に該当する行為をしたときは、当該外国信託会社に対し当該代表者又は当該役員の解任を命ずることができる。

(管理型外国信託会社に対する監督上の処分)

第六十条 内閣総理大臣は、管理型外国信託会社が次の各号のいづれかに該当する場合においては、当該管理型外国信託会社の第五十四条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて支店の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第五十三条第六項第一号又は第四号から第六号までに該当することとなつたとき。
- 二 第五十四条第六項第二号から第五号までに該当することとなつたとき。
- 三 不正の手段により第五十四条第一項の登録を受けたことが判明したとき。
- 四 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき。
- 五 公益を害する行為をしたとき。

2 内閣総理大臣は、管理型外国信託会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員が第五条第二項第八号イからチまでのいづれかに該当することとなつたとき、又は前項第四号に該当する行為をしたとき

は、当該管理型外国信託会社に対し当該代表者又は当該役員の解任を命ずることができる。

(免許等の取消し等の場合の解任手続の規定の準用)

第六十一条 第四十九条の規定は、内閣総理大臣が第五十四条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新をしなかつた場合、第五十九条第一項の規定により第五十三条第一項の免許を取り消した場合又は前条第一項の規定により第五十四条第一項の登録を取り消した場合について準用する。

(清算手続等における内閣総理大臣の意見等)

第六十二条 裁判所は、外国信託会社の国内における清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 第五十条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(この法律の適用関係)

第六十三条 外国信託会社については信託会社とみなし、管理型外国信託会社については管理型信託会社とみなし、外国信託会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員（監査役又はこれに準ずる者を除

く。）については信託会社の取締役とみなして、第二章の規定（第三条から第十条まで、第十二条、第十四条第二項、第十七条から第二十一条まで、第三十二条、第三十五条から第四十二条まで、第四十四条、第四十五条及び第四十九条から第五十二条までの規定を除く。）及びこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

				第十一條第一項
				本店
				主たる支店
				第七條第三項の登録の更新
				第五十四條第二項において準用する第七條第三項の登録の更新
				第四十四條第一項
				第五十九條第一項
				第三條の免許
				第五十三條第一項の免許
				第四十五條第一項
				第六十条第一項
				第七條第一項の登録
				第五十四條第一項の登録
第十四条第一項、第二十五条及 商号				支店の名称

び第二十六条第一項第二号

八〇

第三十二条							
	第三十四条						
		每營業年度					
		當營業年度ごとに					
		毎年四月から翌年二月までの期					
		間ごとに					
		當該期間					
		毎營業年度					
		當該期間					
第四十六条第一項		營業所					
	第四十一条第二項						
	第三条の免許						
	第七条第一項の登録						
第四十六条第一項	第七条第一項又は第五十二条第一項の登録	第五十三条第一項の免許	第五十七条第二項	支店			
		第五十四条第一項の登録					